

No 1 指導医資格取得支援事業費補助金交付要綱 新旧対照表 (様式除く)

新	旧
<p style="color: red;">令和2年度</p> <p style="text-align: center;">指導医資格取得支援事業費補助金交付要綱</p>	<p style="text-align: center;">平成31年度</p> <p style="text-align: center;">指導医資格取得支援事業費補助金交付要綱</p>
<p>第1～2条 (略)</p> <p>(補助申請者の要件)</p> <p>第3条 この要綱に基づき補助申請を行える者は、次の要件にすべて該当する者とする。ただし、この要綱に基づく補助金を受けることのできる回数は、同一医師につき2回(2事業年度)を限度とする。</p> <p>(1) 高知県内の医療機関に在籍し、令和2年3月31日現在で専門医資格を取得後2年以上経過しており、当該専門分野の臨床経験を有する者で、その指導医資格の取得を目指す者</p> <p>(2)、(3) (略)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(補助申請)</p> <p>第5条 補助申請をしようとする者は、補助申請書(第1号様式)に係る書類を添えて、機構の理事長(以下「理事長」という。)が別に定める日までに、理事長に提出しなければならない。</p> <p>2 補助対象期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日の範囲内とし、追加公募を行った場合には、申請日から令和3年3月31日の範囲内とする。</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(補助の条件)</p> <p>第7条 補助目的を達成するため、補助事業者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 補助対象事業の実施中又は終了後に、高知県外への異動や退職等により、第3条第2号の要件を満たさなくなる可能性が明らかになった場</p>	<p>第1～2条 (略)</p> <p>(補助申請者の要件)</p> <p>第3条 この要綱に基づき補助申請を行える者は、次の要件にすべて該当する者とする。ただし、この要綱に基づく補助金を受けることのできる回数は、同一医師につき2回(2事業年度)を限度とする。</p> <p>(1) 高知県内の医療機関に在籍し、平成31年3月31日現在で専門医資格を取得後2年以上経過しており、当該専門分野の臨床経験を有する者で、その指導医資格の取得を目指す者</p> <p>(2)、(3) (略)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(補助申請)</p> <p>第5条 補助申請をしようとする者は、補助申請書(第1号様式)に係る書類を添えて、機構の理事長(以下「理事長」という。)が別に定める日までに、理事長に提出しなければならない。</p> <p>2 補助対象期間は、平成31年4月1日から平成32年3月31日の範囲内とし、追加公募を行った場合には、申請日から平成32年3月31日の範囲内とする。</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(補助の条件)</p> <p>第7条 補助目的を達成するため、補助事業者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 指導医の資格取得後、第3条第2号の要件を満たさなくなる可能性が明らかになった場合には、ただちに理事長に協議すること。</p>

新	旧
<p>合には、ただちに理事長に協議すること。</p> <p>(9) (略)</p> <p>第8～9条 (略)</p> <p>(実績報告の提出及び補助の確定)</p> <p>第10条 補助事業者は、補助対象事業完了の日から30日以内又は当該年度の3月31日までのいずれか早い日までに、補助対象事業実績報告書(第6号様式)に関係書類を添えて、理事長に提出しなければならない。<u>ただし、これにより難しい場合は、翌年度の4月10日までに理事長に提出しなければならない。</u></p> <p>2～4 (略)</p> <p>第11～12条 (略)</p> <p>附則</p> <p><u>1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>2 令和2年度補助額は、令和2年9月を目途に決定する。</u> <u>9月までに請求できる概算払額は、補助額(予定)の2分の1を上限とする。</u></p> <p>(別表1～2) (略)</p>	<p>(9) (略)</p> <p>第8～9条 (略)</p> <p>(実績報告の提出及び補助の確定)</p> <p>第10条 補助事業者は、補助対象事業完了の日から30日以内又は当該年度の3月31日までのいずれか早い日までに、補助対象事業実績報告書(第6号様式)に関係書類を添えて、理事長に提出しなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第11～12条 (略)</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>(別表1～2) (略)</p>